

（毎月）水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下ぐ）
（定）送料共一ヶ月
（金）百円

茨城県水戸市北三ノ丸一九九番地
発行人 茨城 県
印刷所 茨城県印刷所
茨城県水戸市南三ノ丸一〇七ノ二

茨城県報

号外

規則

茨城県規則第六十七号

茨城県営自転車競技実施規則を次のように定める。

昭和二十八年九月十五日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県営自転車競技実施規則

茨城県営自転車競技実施規則（昭和二十五年茨城県規則第八号）の全部を改正する。

第一章 総 則

第一条 県が施行する自転車競技は自転車競技法（昭和二十三年法律第三百九号）、自転車競技法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十八号。以下「省令」という。）及び茨城県営自転車競走勝者投票及び払戻規則（昭和二十八年茨城県規則第六十八号）による外、この規則の定めるところによる。

第二条 競輪に關係する者は、すべてこの規則を知っているものとみなし、知らないことを理由として、その適用を免れることはできない。

第三条 競輪開催について必要な事項は、そのつど番組要項をもつて定める。

第四条 天災地変その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ発表した競輪開催の日時若しくは競走の順序を変更し、又は競走を取りやめることがある。

第二章 開催執務委員

第一節 通 則

第五条 競輪を開催しようとするときは、当該競輪に關する事務を執行させるため左の開催執務委員を置く。

一 委員長

茨城県報

号外

昭和二十八年九月十五日

火曜日

（明治三十五年三月十七日）
（第三種郵便物認可）

- 二 副委員長
- 三 総務委員
- 四 番組編成委員
- 五 検査委員
- 六 管理委員
- 七 審判委員
- 八 投票委員
- 九 場内取締委員
- 2 前項各号の委員は一人又は数人とし、その業務執行を補佐させるため、所要の係員を置く。
- 3 同一委員が二人以上あるときは、委員長が当該委員の主任を定める。
- 4 開催執務委員及び係員の職務執行は、この規則による外細部の要項については、委員長が定める。
- 5 開催執務委員及び係員の構成は附録の基準による。

第六条 前条第一項の開催執務委員中茨城県営自転車競技会（昭和二十五年茨城県条例第二号）第八条の規定により茨城県営自転車振興会（以下「振興会」という。）に委任すべき事項に關する事務を執行する委員は振興会の役職員を、その他は県の職員を委嘱する。但し、係員中特殊の技能を必要とする者については振興会と協議の上適當な者を委嘱する。

第七条 開催執務委員は、この規則の定めるところにより、その職務を執行するため必要な取調又は判定を行うことができる。

第八条 開催執務委員は、その管掌事務について、他の開催執務委員に關係があると認める事項は、遅滞なく委員長及びその關係開催執務委員に連絡しなければならない。

第二節 委員長、副委員長及び総務委員

第九条 委員長は、競輪の開催に關し一切の責に任じ且つ開催執務委員の職務執行の連絡統制及びその所掌に屬しない事項を掌る。

第十条 総務委員は、委員長及び副委員長の職務執行を補助するとともに庶務及び報道に關する事項を掌る。但し、審判委員及び投票委員の管掌事項を除く。

2 総務委員の係員として左の者を置く。

- 一 庶務員
- 二 報道員

第三節 番組編成委員

第十一條 番組編成委員は、番組の編成に関する事項を掌る。

2 番組編成委員の係員として左の者を置く。

- 一 番組編成員

第四節 検査委員

第十二條 検査委員は出場選手の健康状態の診断並びに使用自転車の種類及び規格の検査に関する事項を掌る。

第十三條 検査委員は、検査の結果を遅滞なく委員長番組編成委員及び管理委員に通報しなければならない。

第十四條 検査委員の係員として左の者を置く。

- 一 検車員
- 二 医務員

第五節 管理委員

第十五條 管理委員は、左の各号に関する事項を掌る。

- 一 競走に出場する選手の確定
- 二 選手の出場及び取締
- 三 競走の施行に必要な器材設備の整備及び管理。但し、審判委員の管掌事項を除く。
- 四 選手の救護

第十六條 管理委員は、前条の出場選手を確定したときは、遅滞なくその旨を委員長、番組編成委員、審判委員、発走合図委員及び投票委員に通報しなければならない。

第十七條 管理委員の係員として左の者を置く。

- 一 召集員
- 二 整理員
- 三 医務員

第六節 審判委員

第十八條 審判委員は、左の各号に関する事項を掌る。

- 一 競走に出場する選手の紹介
- 二 発走
- 三 勝者の審判
- 四 発走及び審判に必要な器材設備及び管理
- 五 発走及び審判に関する報道

第十九條 審判委員は、勝者を確定したときは決勝線到着順位ごとの選手の番号及び選手の競走に要した時間並びに着差を決定して遅滞なく委員長、管理委員及び投票委員に通報しなければならない。

第二十條 審判委員の係員として左の者を置く。

- 一 発走合図員
- 二 発走員
- 三 決勝審判員(判定写真を掌る者を含む。)
- 四 走路審判員(先頭通過審判を掌る者を含む。)
- 五 計時員
- 六 記録員
- 七 周回通告員(打鐘を掌る者を含む。)
- 八 計測員
- 九 審判報道員
- 十 整備員

第七節 投票委員

第二十一條 投票委員は、車券の発行発売及び払戻金並びに返還金の交付に関する事項を掌る。

第八節 場内取締委員

第二十二條 場内取締委員は、左の各号の事項を掌る。

- 一 入場者の整理
- 二 入場券の販売に関する取締
- 三 衛生に関する取締

四 火災その他災害予防及びその応急措置

五 その他競輪場の施設を安全に保持するため必要な事項

第二十三条 場内取締委員の職務執行については、前条の規定による外第八章の規定による。

第三章 選手の参加申込

第二十四条 競輪に参加申込をすることができる選手の範囲及び資格は、そのつど定め、番組要項により、発表する。但し、いづれの場合においても、競輪場、審判員、選手及び自転車登録規程(昭和二十三年商工省告示第百五号)以下「登録規程」という。)に基いて自転車振興会連合会(以下「連合会」という。)に登録された者でなければならない。

第二十五条 県の開催する競輪に出場しようとする選手は振興会所定の用紙に左に掲げる事項を記載の上、振興会を経由して知事に申し込まなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 出場を希望する競走の種類

三 使用する自転車の連合会における登録番号、商標、種類及び規格

四 連合会から交付を受けた登録証票の登録番号

2 複式自転車競走に対する申込は、複式自転車一車に乗車する選手全員が連名してしなければならない。

第二十六条 参加申込は、番組要項を変更したとき、または相当の理由があるとき認められたときの外はこれを取り消すことができない。

第二十七条 参加申込を取り消そうとする選手は、理由を記載した書面をもつて参加申込の締切日までに振興会を経由して知事に願ひ出でなければならない。なお、疾病を理由とするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

第四章 番組の編成及び確定

第一節 番組の編成

第二十八条 番組要項は、競輪を開催するごとに知事がこれを定め、参加申込締切日前三週間までに発表する。

第二十九条 番組要項には、左の各号の事項を掲げる。

一 競輪開催の日時及び場所

二 参加申込の締切日

三 参加申込を受け付ける選手の範囲又は資格

四 競走の種類

五 賞金額及び賞品の種類

六 選手に支給する旅費

七 その他必要な事項

第三十条 競走の種類は、使用自転車の種類、競走の距離及び競走の方法を組み合わせこれを区分する。

2 使用自転車の種類は、実用車、単式競走車及び複式競走車とする。

3 競走の距離は五百メートル以上とし競輪開催ごとにこれを定める。

4 競走の方法は、普通競走、クロス・レース、ミス・アンド・アウト・レース、先頭責任制競走及び障碍競走とし競輪開催ごとにこれを定める。

第三十一条 一日の競走回数は十二回以内とする。但し、自転車競技法施行規則

第四条の四第一項第六号但書に基き競走の種類を定める件(昭和二十八年通商産業省告示第百七十三号)に定める種類の競走を実施する場合には、省令第四条の四第一項第六号但書の定めるところに従ひ、一競輪場当りの開催回数合計がその競走の種類ごとに六回をこえない場合に限り十三回とすることができる。

第三十二条 同時に競走させる選手には、選手一人につき少くとも一メートル以上の競走路幅員を与えるようにしなければならない。

第三十三条 同時に競走させる選手には同一の種類及び規格の自転車を使用させなければならない。

第三十四条 同一選手は同一種類の競走について一日一回に限り出場することを原則とする。但し、当日の番組編成において各競走における勝者のみの競走を行う場合はこの限りでない。

2 複式競走車競走を除く外、男女の選手を同時に競走させることはできない。

第三十五条 県が交付する賞金は各競走ごとに総額六千円以上とする。

2 前項に定める賞金以外に賞金又は賞品の寄贈を受けた場合において、これを交付する競走が指定されていないときは委員長がこれを交付する競走を定めて前項の賞金に附加する。

第三十六條 参加申込を受け付けた選手の出場する日、及び競走番号は競走種類ごとに区分して、参加申込締切後遅滞なく番組編成委員が抽籤により決定し、番組を内定する。

第三十七條 番組編成委員は、前条に定めるところにより参加申込選手の出場する日、及び競走番号が確定したときは、遅滞なく当該選手に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた選手は、自己の出場する日(競輪開催中、数日にわたり出場する選手は、その最初の日)の前日の午前十時までに、左の各号に掲げるものを携帯して、競輪場内所定の場所に到着し検査委員の検査を受けなければならない。

- 一 使用自転車(二種以上の自転車を使用する場合はその全部)
- 二 前項の通知書
- 三 連合会の発行した当該選手の登録証票

第二節 番組の決定及び発表

第三十八條 検査委員は、前条第二項の規定により到着した選手及び自転車について選手にあつてはその出場資格、健康状態等を検査し、合格した者には合格証票を交付し自転車にあつては、その種類、性能等を検査合格した自転車には合格証紙を交付し、これをちよう付しなければならぬ。

2 前項の合格証票及び合格証紙の様式は、競輪開催のつど委員長が別に定める。

第三十九條 前条第一項の検査において、左の各号の一に該当するものがある場合、検査委員は当該選手が出場予定の競走の全部又は一部についてその出場を停止する。

- 一 参加申込書の記載事項と相違する事実があつたとき
- 二 使用自転車が競輪場、審判員、選手及び自転車登録規程(昭和二十三年商工省告示第百五号)の定めるところにより登録されたものでなかつたとき
- 三 選手の健康状態が競走にたえないと認めたととき
- 四 その他当該選手又は使用自転車が競走の公正及び安全を阻害するおそれがあると認めたととき

第四十條 番組編成委員は、第三十八條第一項の検査に合格した選手番号を競走番号ごとに抽籤により決定する。

第四十一條 選手は第三十六條及び第四十條の規定による決定に対して異議を申し立てることはできない。

第四十二條 番組編成委員は、第四十條の規定により出場選手の選手番号が決定したときは遅滞なく翌日の番組を決定し、県営競輪公報をもつて発表する。

第五章 競走の施行

第一節 出場選手の確定

第四十三條 競走に出場する選手は、使用する自転車とともに、出走予定時刻の一時間前に競輪場内の所定の場所に到着して、検査委員の指示により改めて健康診断及び自転車の検査を受けなければならない。

2 引き続き二以上の競走に出場しようとする選手は、これらの競走の最初の検査の際、その後の競走の検査を一括して受けなければならない。

第四十四條 前条の検査において左の各号の一に該当するものがある場合は、検査委員はその回の競走に出場することを停止する。

一 第三十八條第一項の検査を受けた事項につきその検査に合格した事実と相違する事実を発見したとき

二 第三十九條各号に該当する事実を改めて発見したとき

第四十五條 管理委員は、検査委員の検査の結果に関する通報を受けて、出場選手を確定する。

2 出場の確定した選手は、故なく出走を拒んではならない。

第二節 出場選手に関する取締

第四十六條 出場選手は、各競走ごとに選手番号を記載した番号布を管理委員の指示するところにより腰部につけ、且つ、左に掲げる各選手番号に應ずる色の布製の覆を付けたヘルメットを着用しなければならない。

選手番号 一 白色 選手番号 七 白赤 (たてに四分した交)

二 黒色 選手番号 八 白青 (同)

三 赤色 選手番号 九 赤青 (同)

四 青色 選手番号 十 黄黒 (同)

五 黄色 選手番号 十一 赤黒 (同)

同 六白黒（たてに四分し交互）同 十二青黒（同）

第四十七條 出場選手の服装は、左の各号による。

一 シャツは、布製又は毛製の半袖とし、色彩は見苦しくないものとする

二 パンツは、布製又は毛製の短パンツとする

三 靴は革製又はズック製短靴とする

四 靴下を使用する場合はくるぶしを越えない程度とする

第四十八條 出場選手は競走能力を一時的にたかめる等の目的のため、薬物その他のものを使用してはならない。

第三節 選手を紹介

第四十九條 出場選手は、出場準備を完了して、出走予定時刻の三十分前に所定の場所に集合し、審判委員の指示に従い選手番号順に自転車に乗つて競走路に入り、競走路を周回しなければならない。

第五十條 管理委員は第四十六條から第四十九條までの規定に違反した選手をその回の競走から除外することができる。

第五十一條 第四十九條に定める周回が終つた後出場選手は、管理委員の指示する場所に位置して、審判委員の指示を持たなければならない。

第四節 発走

第五十二條 出場選手は審判委員の指示に従い、自転車に乗つて、発走位置につき自転車の前輪の最前部を発走線に垂直に静止させた後、審判委員の発走合図（号砲等）を受けると同時に発走しなければならない。

2 発走位置につく際は当該競走の選手番号順に内側から発走線に整列するものとする。

第五十三條 審判委員は発走線についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」と発声し、次いで号砲により発走の合図をしなければならぬ。

第五十四條 審判委員は選手の発走又は発走線から十五メートル以内の地点における競走が適当でないと認めたときは、号砲等により競走の進行を中止させ、選手を発走線にもどらせ改めて発走させなければならない。

2 前項の規定による再発走は二回をこえてはならない。

第五節 競走

第五十五條 選手は勝利を得る意思をもつて全力を尽して競走をしなければならない。

第五十六條 競走の方向は、別に定める特殊競走を除く外、選手の左手が内側になるように行う。

第五十七條 選手は、競走中外帯線の内側にある他の選手を追い抜く場合は外帯線の内外をとらずその選手の外側から追い抜かなければならない。

2 先行する選手は、自己の自転車の後輪後端から後続する選手の自転車の前輪前輪までの巨離が二メートル以上なければ後続する選手の進路に入つてはならない。

3 後続する選手は外帯線の内側を先行する選手の自転車の後輪後端から直角に内帯線を結ぶ線を越えて先行する選手の内側に入つてはならない。

4 外帯線の内側を先行する選手が、その外側から他の選手に追い抜かれた場合において、追い抜いた選手の自転車の後輪後端から初め先行した選手の自転車の前輪前輪までの巨離が二メートル以内のときに限り、初め先行した選手の追い抜いた選手に対する追抜又は接近については、前二項の規定を適用しない。

第五十八條 選手は競走中どのような理由があつても他の選手と押圧又は他の選手の進路に交叉する等のような方法によるも他の選手を妨害してはならない。但し、衝突又は接触が第三者によつて惹起されるか又は被害選手自身によるときはこの限りでない。

第五十九條 選手は、競走中外帯線の内側に入り又は通過してはいいけない。但し、落車した選手若しくは自転車を避けるため外側を迂回する余裕がない場合及び他の選手の妨害になることが明かな場合はこの限りでない。

第六十條 選手は、競走中どのような方法によつても、他の選手に助力を与え若しくは他の選手から助力を受け、又はペースメーカーとなつてはいけぬ。

第六十一條 選手は競走中パンクその他自転車の故障により、又は落車等によつて骨折その他身体に負傷を受け競走の継続が不可能になつたときは、他の選手を妨害することなく、直ちに内帯線の内側の所定の場所に退避しなければならない。複式自転車競走において、複式自転車一車に乗車する選手のうちの一人が骨折その他身体に負傷を受け、競走の継続が不可能になつたときも同様とする。

第六十二條 選手は競走中どのような事故があつても、前条の規定による場合を

除く外、他人の援助を受けることなく、落車の場合は直ちに乗車し、常に乗車のまま競走を継続しなければならない。但し、決勝線に到達する前方三十メートル以内において乗車して競走を継続することが不可能となつたとき、又は不利となつたときは他人の援助を受けることなく、自転車を携え、曳行し、又は転がして競走を完了することができる。

第六十三条 選手の着順は、自転車の前輪の最前部が決勝線の垂直面に到達した順位によつて判定する。但し、前条の規定により自転車に乗らずに決勝線に到着した選手及び自転車の後輪の最後部が決勝線を通して以前に落車又は転倒した選手については、選手が自転車とともに完全に決勝線を越えた瞬間をもつて順位を判定する。

第六節 同 着

第六十四条 競走において二人以上の選手が同時に決勝線に到達したときは、これを同着とし、賞金及び賞品はその着順以下同着となつた選手の数に相当する着順までに定められてある賞金及び賞品の合計を等分して交付する。

2 賞品を分割することができない場合にはその交付は委員長が定める。

第七節 失 格

第六十五条 左の各号の一に該当する場合は、その選手は失格とする。

一、第四十八条及び第五十五条から第六十二条までの規定に違反したとき

二、不正な競走をし、又はその協定をしたとき

2 複式自転車競走において複式自転車一車に乗車する選手のうち一人が前項各号の一に該当する場合には当該複式自転車に乗車する他の選手も失格とする。

3 第一項第二号の規定により失格した選手は、県の開催する競輪に関しては違反の日以後に出場したすべての競走について失格とする。

第六十六条 失格の宣告は、当該競走の勝者が確定するまでに審判委員がしなければならない。但し、前条第一項第二号及び第三項の場合は勝者が確定した後でも宣告することができる。

2 失格した選手はその着順の資格を失う。

第六十七条 失格した選手があつたときは、審判委員は着順を順次繰り上げる。

2 勝者が確定した後において失格した選手は、その競走で収得した賞金及び賞品を返還しなければならない。

第六章 異 議

第六十八条 異議の申立は、当該競走に出場した選手に限りすることができる。但し、代理人をもつてすることはできない。

第六十九条 異議は、左の各号の事項に限り申し立てることができる。

一 競走の妨害に関すること

二 不正な競走に関する申込みをし、又はその協定をしたこと

第七十条 前条各号の異議は、遅滞なく、書面でこれを申し立てなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、口頭で申し立てた後書面でこれをするることができる。

第七十一条 前条の異議の裁決を行う者は、それぞれ左の各号に定めるところによるものとする。

一 第一号の異議については当該競輪開催中は、審判委員、当該競輪終了後は知事

二 第二号の異議については知事

第七十二条 異議を裁決したときは、遅滞なくその結果を異議を申し立てた者に通知する。

第七章 制 裁

第七十三条 委員長は、競走の公正を確保するため、第七条の規定による取調に応ぜず又は判定に従わない選手に対し戒告し、当該競輪の最後の日までの間競走に出場することを停止し、又は関与することを禁止することができる。

第七十四条 競輪場内の秩序を維持し、又は競走の公正を確保するために必要な制裁に関する事項を掌らせるため、制裁審議会（以下「審議会」という。）を置く。但し、前条に規定する制裁については、この限りでない。

第七十五条 審議会は、開催執務委員会委員でこれを組織する。

2 審議会に会長を置き、委員長をもつてこれに充てる。

第七十六条 審議会は、第三十七条第二項、第四十三条、第四十九条、第五十一条及び第五十五条から第六十二条までの規定に違反した選手に対し、戒告し、又は県が行う競輪に一年以内の期間を限り出場停止を命ずることができる。

第七十七条 審議会は、左の各号の一に該当する者に対し、県が行う競輪に関与することを禁止し若しくは停止し又は県が競輪を行う競輪場へ入場することを

拒否し若しくは退場を命ずることが出来る。

- 一 不正の目的をもつて参加申込書の記載事項を偽つた者
- 二 不正の目的をもつて選手の全能力を発揮させなかつた者
- 三 競走に關し、不正の協定の申込をし、又はその協定を実行した者
- 四 競走に關し、不正の目的をもつて、選手に対し、暴行し、脅迫し、又は財物その他の利益を与えることを約束した者
- 五 前号の場合において、財物その他の利益を受け、又は受け取ることを約束した選手
- 六 競輪の開催又は開催執務委員の職務の執行を妨害した者

第八章 入場者及び場内の取締

第七十八条 入場券は、これを本符及び原符に分け本符は購買者に交付し、原符は県において保存する。

2 本符及び原符にはそれぞれ発行者名、競輪場名、競輪施行の年月日及び入場料金額を記載する。

3 前項の文字及び番号が判明しないもの又は原形を認識できないものは無効とする。

第七十九条 知事は一回につき六百人以上の無料入場を許可することができる。

第八十条 場内取締委員は、一般入場者に対しては入場券の改札を、無料入場者に対しては無料入場証の検査を、次条の規定によつてき章等を交付した者に対しては、き章等の検査を行う。

第八十一条 左の各号に掲げる者が競輪場内での事務に従事しようとするときは、第一号から第五号までに掲げる者に対してはき章又は腕章を、第六号に掲げる者に対しては通行章を交付する。

- 一 自転車競走に關係する政府職員及び県の職員
- 二 執務委員及びその係員
- 三 選手
- 四 警察官及び警察吏員
- 五 報道に従事する者
- 六 振興会の会員及び職員
- 七 その他委員長が必要と認めた者

第八十二条

左の各号に掲げる者でなければ自転車競走路及びその内側、審判室、開催執務委員室、検査所、車券発売所、払戻金交付所、選手控室、自転車修理場、自転車保管場、その他委員長が出入を禁止した場所に入ることができない。

- 一 第八十一条第一号及び第二号に掲げる者
- 二 その他委員長が許可した者

第八十三条 場内取締委員は左の各号の一に該当する者に対して入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- 一 入場券、入場証、通行証、き章又は腕章を所持しない者
- 二 違法の行為をし、又はしようとした者
- 三 競輪の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者
- 四 競輪場内の秩序を乱した者
- 五 競輪場内で業として競輪の予想をし、又は知事若しくは委員長の許可を受けないで物品を販売した者

2 前項の規定によつて退場を求められた者は、その日は再び競輪場に入場することができない。

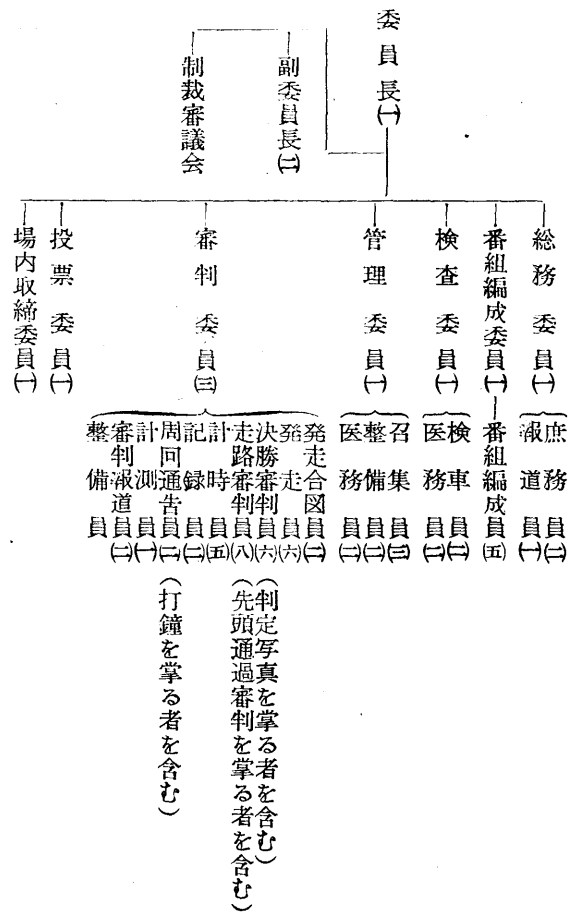
第八十四条 この規則の施行に關して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(附 録)

開催執務委員及び係員構成基準



茨城県規則第六十八号

茨城県営自転車競走勝者投票及び払戻規則を次のように定める。

昭和二十八年九月十五日

茨城県知事 友 未 洋 治

茨城県営自転車競走勝者投票及び払戻規則

茨城県営自転車競走勝者投票及び払戻規則(昭和二十五年茨城県規則第九号)の全部を改正する。

第一条 車券の発売及び払戻金の交付は、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)及び自転車競技法施行規則(昭和二十三年商工省令第二十八号)に基づき、この規則により行うものとする。

2 この規則を承認した者でなければ車券を買うことはできない。

第二条 車券の発売及び払戻金の交付に関する事項を掌る開催執務委員として投票委員若干人を置く。

2 投票委員のうち、監督にあたる者及び払戻金の算出にあたる者は、知事が県の職員のうちから委嘱する。但し、払戻金の算出にあたる者に限り必要がある場合は茨城県営自転車振興会及び自転車振興会連合会の役員以外の方にこれを委嘱することができる。

第三条 勝者投票は、単勝式勝者投票法、複勝式勝者投票法及び連勝式勝者投票法の三種とし、これらをあわせ用いることができる。

第四条 車券の額面金額は、十円とする。但し、知事が必要と認めるときは、二十円と定めることができる。

2 前項の車券の発行につき必要がある場合は、五枚、十枚、五十枚及び百枚を

それぞれ一枚にまとめた五枚券、十枚券、五十枚券及び百円券を発行することがある。

第五条 車券は、単勝式車券、複勝式車券及び連勝式車券とし、これを本符及び原符に分け、本符は購買者に交付し、原符は県において保存するものとする。

2 本符及び原符には、それぞれ発行者名、競輪場名、競走施行の年月日、競走番号、選手番号（連勝式勝者投票法において連勝式番号を使用するときは連勝式番号）、額面金額及び通し番号を記載するものとする。

第六条 左の各号に掲げる者は、車券を買うことができない。

一 未成年者

二 競輪に關係する政府職員及び自転車振興會連合會の役職員

三 競輪に關係する県の職員、茨城県自転車振興會の役職員その他この競輪の事務にあたる者

四 競輪の選手

第七条 車券は、競輪場内における車券発売所又は場外車券売場において額面金額で発売する。

第八条 単勝式車券を買うとする者は、自分の欲する選手の番号の示してある単勝式車券発売窓口において、複勝式車券を買うとする者は、自分の欲する選手の番号の示してある複勝式車券発売窓口において、連勝式車券を買うとする者は、自分の欲する組の示してある連勝式車券発売窓口において、買おうとする枚数を呼出し、額面金額に枚数を乗じて得た金額の現金と引換に、車券を買わなければならない。

2 選手の番号を示さない車券発売窓口において単勝式車券を買うとする者は単勝式車券発売窓口において、複勝式車券を買うとする者は、複勝式車券発売窓口において、連勝式車券を買うとする者は連勝式車券発売窓口において、自分の欲する選手の番号又は組及び枚数を呼出し、額面金額に枚数を乗じて得た金額の現金と引換に車券を買わなければならない。

第九条 連勝式勝者投票法において、出走すべき選手が五人以上あるときは、一回の競輪開催ごとに附録第二から附録第四までのいずれか一の例により連勝式番号を附することがある。

第十条 競輪場内における車券の発売は、その競走に出場する選手を所定の揭示場に発表し、競走に出場する選手が確定したことを表示したときに開始し、審

判委員の発走合図で選手が発走線を発走する前にこれを締め切るものとする。

2 場外車券売場における車券の発売は、その競走に出場する選手を所定の揭示場に発表し、競走に出場する選手が確定したことの通達を受けたときに開始し、その発走予定時刻の十分前に締切のものとする。

第十一条 車券の発売を締め切つたときは、遅滞なく、単勝式及び複勝式においては、単勝式及び複勝式別に各選手に対する、車券の総額面金額を連勝式においては各組に対する、車券の総額面金額を揭示するものとする。

第十二条 車券を発売した後、当該競走について左の各号の一に該当する事由を生じた場合は当該競走における投票は、無効とし、額面金額で車券の買戻しに応ずるものとする。

一 出走する選手がなくなり、又は一人のみとなつたとき

二 競走が成立しなかつたとき

三 競走に勝者がなかつたとき

2 複勝式車券を発売した後、左の各号の一に該当する事由を生じた場合は、当該複勝式勝者投票は、無効とし、額面金額で複勝式車券の買戻しに応ずるものとする。

一 車券発売開始の時に、出走すべき選手が五人以上七人以下であつた場合において出走する選手が二人のみとなつたとき

二 車券発売開始の時に、出走すべき選手が八人以上であつた場合において、出走すべき選手が三人以下になつたとき

3 連勝式勝者投票法以外の投票法において、発売した車券に表示された選手が競走場に出なかつたとき又は審判委員の宣告により発走から除外されたときは、その選手に対する投票は無効とし、額面金額で車券の買戻しに応ずるものとする。

4 連勝式車券を発売した後、左の各号の一に該当する事由を生じた場合は、当該連勝式勝者投票は、無効とし、額面金額で連勝式車券の買戻しに応ずるものとする。

一 異なる連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあっては、発売した車券に表示された選手のうち連勝式番号を同じくする選手のすべてが出走しなかつたとき

二 同一の連勝式番号をつけられた選手を一組とした場合にあっては、発売し

た車券に表示された選手のすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一人のみが出走したとき

5 入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により、入場者に対し発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものを無効とし、額面金額で車券の買戻しに應ずるものとする。

第十三条 車券を買つた者は、どのような事由があつても、その車券に表示してある競走番号又は選手番号その他の事項の変更を要求し、又は前項の規定による場合の外、車券の買戻しを請求することはできない。

第十四条 県は、車券を発売したときは、その売上金額(車券の発売金額から第十二条の規定により買戻しに應ずる金額を控除した金額をいう。以下同じ。)の百分の二十五以内に相当する金額を収得する。

第十五条 単勝式勝者投票法においては、第一着となつた選手を勝者とする。

第十六条 複勝式勝者投票法においては、車券の発売開始の時に、出走すべき選手が四人以下であるときは、第一着となつた選手を、五人以上七人以下であるときは、第一着及び第二着となつた選手を八人以上であるときは、第一着、第二着及び第三着となつた選手を勝者とする。

2 前項の場合において、車券を売り出した後に、出走すべき選手の数が減少することがあつても勝者の数は変えないものとする。

3 第一着、第二着及び第三着となつた選手を勝者とする場合に、第一着又は第二着となつた選手が二人あるときは次着順以下の選手は、これを一着順(二人を超えるときは、その超えた人数ごとに更に一着順)ずつ繰り下げた着順の選手とみなす。

第一着及び第二着となつた選手を勝者とする場合において第一着となつた選手が二人以上あるときも同様とする。

第十七条 連勝式勝者投票法においては、第一着及び第二着の選手を一組として勝者とし、勝者をその着順どおり表示した車券に対し払戻金を交付するものとする。

2 第一着となつた選手が一人、第二着となつた選手が二人以上あつたときは、第一着の選手と第二着の各選手とをそれぞれ着順どおりに表示した各車券に対し、払戻金を交付するものとする。

第十八条 単勝式勝者投票法、複勝式勝者投票法及び連勝式勝者投票法のうち二以上をあわせ用いる場合において車券発売開始の時に、当該競走に出走すべき選手が四人以下であるときは、その競走について複勝式車券を、二人以下であるときはその競走について連勝式車券を、発売しないものとする。

2 車券発売開始の時に、出走すべき選手が一人だけのときは、車券を発売しないものとする。

第十九条 勝者投票的中者のない勝者があつたときは、払戻金の算出については、その選手は勝者でないものとみなす。

第二十条 払戻金の計算については、単勝式、複勝式及び連勝式車券について、各別に行うものとする。

第二十一条 勝者が確定したときは、単勝式、複勝式及び連勝式のいずれの車券においても、附録第一に定めた算式により、各勝者に対する車券に払い戻すべき総金額を算出し、これを当該勝者に対する各車券の額面金額にあん分して得た金額を払戻金として、勝者投票的中者に対し、車券と引換に、払戻金交付所において交付するものとする。

2 前項の規定により払戻金として交付する金額が、車券の額面金額に満たないときは、その額面金額を払戻金として交付する。

第二十二条 勝者投票的中者がない場合(複勝式のときは勝者全部に、連勝式のときは第一着の選手及び第二着の選手をその着順とする組に的中者のない場合)における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、審判委員の発走合図により発走した選手であつて勝者以外のものに対し投票した者(投票不的中者)に対し、各車券の額面金額にあん分して、払戻金として車券と引換に払戻金交付所において交付するものとする。

第二十三条 前二条の規定により払戻金として算出した金額に一元未満の端数があつたときは、その端数は四捨五入して交付する。

第二十四条 競走が終了した後に、勝者の確定表示があつたときは、勝者投票的中者又は第二十二條の規定により投票不的中者に交付すべき一票に対する払戻金額を揭示するものとする。

第二十五条 払戻金の交付は、競輪の開催日においては、第一競走開始から最終競走終了後一時間までは払戻金交付所において、競輪を開催しない日においては午前九時から午後四時までに県庁に設ける払戻金交付所において行うものと

する。

第二十六條 車券發行者名、競走番号、選手番号及び通し番号が判明しないもの又は原形を認識できないものは無効とする。

第二十七條 決勝審判委員が茨城県営自転車競走実施規則（昭和二十八年茨城県規則第六十七号）第六十三條の規定により、勝者を確定した後に同規則第六十七條第一項の規定により着順に変更があつた場合であつても、この規則による

勝者には変更はないものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

附録第一

算 式
$$(W + \frac{D}{P}) \times \frac{75}{100} = T$$

Wは当該勝者に対する車券の総額面金額とする。

Dは出走した選手であつて勝者以外のものに対する車券の総額面金額とする。

Pは複勝式勝者投票法における左表の場合を除くの外、勝者の数とする。

P			第一着選手	第二着選手	第三着選手	
第一着、第二着及び第三着となつた選手を勝者とする場合	第二着の勝者が二人以上あるとき	第三着の勝者が二人以上あるとき				
第一着及び第二着となつた選手を勝者とする場合	第二着の勝者が二人以上あるとき	第二着の勝者が二人以上あるとき	$P' - (N' - 2)$	$\{P' - N' - 2\} \times \frac{N'}{2}$	$N'P'$ は勝者の数の数	$N'P'$ は勝者の数の数
			$P' - (N' - 1)$	$P' - (N' - 1)$	$\{P' - (N' - 1)\} \times N'$	$N'P'$ は勝者の数の数
			$P' - (N' - 1)$	$\{P' - (N' - 1)\} \times N'$	$N'P'$ は勝者の数の数	$N'P'$ は勝者の数の数

附録第二

出走すべき選手が五人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5
出走すべき選手が六人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が七人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7
出走すべき選手が八人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8

出走すべき選手が九人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき選手が十人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき選手が十一人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
出走すべき選手が十二人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

附録第三

出走すべき選手が十三人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
出走すべき選手が十四人であるとき	連勝式番号	右に準ずる
出走すべき選手が五人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5
出走すべき選手が六人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が七人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7
出走すべき選手が八人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき選手が九人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき選手が十人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき選手が十一人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
出走すべき選手が十二人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
出走すべき選手が十三人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
出走すべき選手が十四人であるとき	連勝式番号	右に準ずる

附録第四

出走すべき選手が六人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が七人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7
出走すべき選手が八人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき選手が九人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
出走すべき選手が十人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
出走すべき選手が十一人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
出走すべき選手が十二人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
出走すべき選手が十三人であるとき	連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
出走すべき選手が十四人であるとき	連勝式番号	右に準ずる